

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	平 野 英 治	
出席	副 会 長 (職務代理者)	田 中 光 義	
出席	副 会 長	佐 野 哲 司	
出席	副 会 長	青 木 昌 司	
出席	委 員	横 井 清 美	
出席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	鷲 野 則 美	
出席	委 員	中 野 正 広	
出席	委 員	日 榮 隆 広	
出席	委 員	加 藤 丈 晴	
出席	委 員	鈴 木 裕 美	
出席	委 員	加 賀 保	
出席	委 員	沖 由 雄	
出席	委 員	浅 井 佐智子	
出席	委 員	大 橋 一 之	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	平 野 宗 克
課長補佐（事務担当）	堀 田 真 二
主 査（事務担当）	青 木 一 郎
主 事（事務担当）	島 田 夏 希

進行要領

発言者	内 容
	1. 開催日時 令和8年4月20日（月） 午前8時52分から午前9時19分 2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室 3. 出席委員（15人）別紙のとおり 4. 欠席委員（ 0人）別紙のとおり 5. 議事日程 日程第 1 議事録署名委員の指名 日程第 2 議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請 日程第 3 議案第 2 号 農地法第5条の規定による許可申請 日程第 4 議案第 3 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取について（一括方式） 日程第 5 専 決 報 告 1. 農地法第3条の3の規定による届出 2. 現況証明願 日程第 6 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知 2. 農地改良届出書 6. 農業委員会事務局職員 （ 4人）別紙のとおり 7. 本委員会の書記は、課長補佐 堀田 真二 主査 青木 一郎 主事 島田 夏希 である。 8. 会議の概要 開会（午前8時52分）
事務局長	定刻となりましたので、只今より、令和8年4月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により平野会長さんをお願いします。 会長さん宜しくお願いします。
会長	《会長あいさつ》
会長	それでは、本日の出席者数は（15名中15名）で、定足数に達しております

	ので、只今より 4 月定例農業委員会を開会します。 審議に入ります前に、日程第 1、本日の議事録署名者を私より指名致します。 ご異議ありませんか。 《異議なしの声》 それでは、 議席番号 13 番 田中 光義 委員 議席番号 14 番 浅井 佐智子 委員 を指名しますので宜しくお願いします。 それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。 <table><tr><td>議案第 1 号</td><td>農地法第 3 条の規定による許可申請・・・・・・・・・・</td><td>5 件</td></tr><tr><td>議案第 2 号</td><td>農地法第 5 条の規定による許可申請・・・・・・・・・・</td><td>6 件</td></tr><tr><td>議案第 3 号</td><td>農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定 による当委員会への意見聴取について（一括方式）・・</td><td>22 件</td></tr><tr><td>専決報告</td><td>1. 農地法第 3 条の 3 の規定による届出・・・・・・・・・・</td><td>5 件</td></tr><tr><td></td><td>2. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</td><td>2 件</td></tr><tr><td>報告</td><td>1. 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知・・・・・・・・</td><td>10 件</td></tr><tr><td></td><td>2. 農地改良届書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</td><td>2 件</td></tr></table>	議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	5 件	議案第 2 号	農地法第 5 条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	6 件	議案第 3 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定 による当委員会への意見聴取について（一括方式）・・	22 件	専決報告	1. 農地法第 3 条の 3 の規定による届出・・・・・・・・・・	5 件		2. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 件	報告	1. 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知・・・・・・・・	10 件		2. 農地改良届書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 件
議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	5 件																				
議案第 2 号	農地法第 5 条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	6 件																				
議案第 3 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定 による当委員会への意見聴取について（一括方式）・・	22 件																				
専決報告	1. 農地法第 3 条の 3 の規定による届出・・・・・・・・・・	5 件																				
	2. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 件																				
報告	1. 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知・・・・・・・・	10 件																				
	2. 農地改良届書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 件																				
会長	それでは、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 5 件について審議 をお願いします。 まず、議案番号 3 番の審議をおこないます。議案番号 3 番については関係委員 が総会規則第 17 条の「議事参与の制限」に該当しますので退席をお願いいたし ます。議事の進行を職務代理者をお願いいたします。 《関係委員 退席》																					
事務局	《事務局説明》（3 番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・ 面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明）以上、1 件につきましては、 農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしている と思われます。以上で説明を終わります。																					
副会長 （職務代理）	只今、事務局より議案番号 3 番 について説明させていただきました、何か ご質問・ご意見ございますか。 （発言なし）																					

副会長 (職務代理)	宜しいでしょうか。 それでは、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 3 番について賛成の方は挙手をお願いします。
副会長 (職務代理)	(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。 それでは、関係委員に入ってもらって下さい。 《関係委員 着席》
会長	続きまして、議案番号 1 番から 2 番および 4 番から 5 番について審議をお願いします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》(1 番から 2 番および 4 番から 5 番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)以上、4 件につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。
会長	只今、事務局より議案第 1 号 議案番号 1 番から 2 番および 4 番から 5 番について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。
会長	(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 議案番号 1 番から 2 番および 4 番から 5 番について賛成の方は挙手をお願いします。
会長	(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。 続きまして、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 6 件について審議をお願いします。 それでは、事務局より説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》(1 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)太陽光の申請です。計画では 152 枚のパネル(発電出力: 98.80kw)を設置し、総事業費は約 1,450 万円となっております。なお、基礎工事は専用架台、敷地周辺はフェンスで囲います。地表面につきまして、土地造成は整地のみで雨水は自然浸透とし、隣接する農地には流れ込まないようにする計画です。

（２番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は太陽光の申請です。計画では 152 枚のパネル（発電出力：98.80kw）を設置し、総事業費は約 1,470 万円となっております。なお、基礎工事は専用架台、敷地周辺はフェンスで囲います。地表面につきまして、土地造成は整地のみで雨水は自然浸透とし、隣接する農地には流れ込まないようにする計画です。

（３番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は植木の生産・販売、造園工事及び造園資材の販売を行う会社であり、長きにわたり東海 3 県を中心にご注文を頂き、業務を行っております。畑土は、造園業はもとより、個人の方が畑にしたい、花壇を造りたい等の用途に使用されますが、現在の保管場所が当社の本社から離れており、特に個人のお客様が他の資材とともに購入に来られ、実際に畑土を見た上で持って帰られる場合に利便性が悪く、畑土の積み上げの高さについては極力低くして欲しいと地元から要望もありました。畑土は常に安定的に確保できるものではないので、確保できる時に確保しておきたいと考えており、お客様の利便性も向上し、地元からの要望についても守ることが出来ると思い、計画致しました。今般の申請にて申請地を借り受け、畑土置場を設置する計画です。

（４番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は平成 13 年に設立し、本社を津島市、あま市及び名古屋市に営業所及び支店を構えています。設立以来、愛西市を中心に土木工事・建築工事業を行っており、今日まで順調に業績を伸ばしています。現在は、協力会社の所有地の一部を資材置場及び駐車場として利用しています。しかし、この土地は借地であり、令和 8 年 8 月までに土地所有者様へ返還する必要があるため、継続して使用することができない状況です。資材置場及び駐車場が確保できない場合、工事用資材の保管や車両の待機・出勤に支障を来し、迅速かつ効率的な業務の遂行が困難となり、事業の継続に支障を及ぼす恐れがある状況です。そのような中、本申請地の所有者様より賃借可能であるとの回答をいただき、本計画に至りました。今般の申請にて申請地を借り受け、駐車場及び資材置場を設置する計画です。

（５番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は愛西市赤目町に自宅兼事務所を構え、主に愛西市、津島市、弥富市、稲沢市を中心に外構工事等の土木工事業を営んでおります。現在は事業用の車両や従業員の駐車場として自宅兼事務所の敷地内を利用しております。今の自宅兼事務所をそのまま事務所にしようと考え、付近で住居を建築出来る土地を探していたところ申請地の隣地にあたる一体利用地を譲っても良いというお話をいただきました。しかし、今の事務所が夜間や日中に人がいなくなるため、自宅の近くに事業用の車両を停めておきたいと思い、一体利用地と申請地は同一の所有者だったため、事情を話したところ申請地も譲っても良いというお話

	をいただきました。自宅の隣地に事業用の車両を保管出来ることは作業効率や上記の盗難やいたずらの対策としても大変助かります。今般の申請にて申請地を譲り受け、駐車場を設置する計画です。 （6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）太陽光の申請です。計画では168枚のパネル（発電出力：98.28kw）を設置し、総事業費は約1,456万円となっております。なお、基礎工事は専用架台、敷地周辺はフェンスで囲います。地表面につきまして、土地造成は整地のみで雨水は自然浸透とし、隣接する農地には流れ込まないようにする計画です。 以上、6件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。
会長	只今、事務局より議案第2号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。
会長	申請番号3番の法人について、販売は農作物だけではないのでしょうか。
事務局	造園業として、畑土の販売を行っています。
会長	その他宜しいでしょうか。 それでは議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請6件について賛成の方は挙手をお願いします。
会長	（全員挙手） 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。
事務局	続きまして、議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取（一括方式）について22件の説明をお願いします。 《事務局説明》（1番から22番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明） 申請番号1番から22番、全体筆数は44筆、面積は52677㎡です。愛知県農業振興基金が転貸人となっており、耕作人として、18名の方々が借り受けております。内容につきまして、作物は水稻、レンコン、蔬菜です。愛知県の認可・公告予定年月日は5月末ごろの予定で、契約開始年月日は令和8年6月1日となっております。権利の内容は賃貸借権、使用貸借権でございます。この事案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。

会長	只今、事務局より議案第3号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。
会長	(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による当委員会への意見聴取(一括方式) 22件について賛成の方は挙手をお願いします。
会長	(全員挙手) 有り難うございました。 全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。 続きまして、専決報告 2件 について事務局より説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》 (専決報告 農地法第3条の3の規定による届出 1番から5番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、5件の届出を受理いたしました。 (専決報告 現況証明願 1番から2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、2件の届出を受理いたしました。
会長	只今、専決報告 2件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。
会長	(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。 続きまして、報告 2件 について事務局より説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》 (報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から10番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、10件、13筆の合意解約を受付いたしました。 (報告 農地改良届出書 1番から2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、

会長	面積、埋立期間、備考を朗読説明) 以上、2 件の届出書を受付いたしました。
会長	只今、報告 2 件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。 (発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。 これをもちまして、4 月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。 (終了 午前 9 時 1 9 分)

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和8年4月20日

会 長 平 野 英 治

議事録署名者
議席番号13番委員 田 中 光 義

議事録署名者
議席番号14番委員 浅 井 佐 智 子